

平成29年度保育料および各種助成制度について

保育料金表が一部変わります

平成29年度より、国で定めたひとり親世帯等の保育料の軽減措置が拡充されることに伴い、ひとり親世帯等の市保育料基準額が一部変更（減額）となります。変更は、

- ◆1号認定の特第3階層
- ◆2・3号認定の特第4階層の1の3歳児、4歳児以上
- ◆2・3号認定の特第4階層の2ー1の全てです。これ以外の階層の方は昨年度から変更ありません。
- ※特〇階層とは：1号認定の「第2ゝ3階層」、2・3号認定の「第2ゝ4階層」の方のうち、ひとり親世帯・障がい者の方がいる世帯の方です。（この階層以外の階層には「特」はありません）

にかほ市保育料基準額表（月額・通常）

市では保護者の負担を軽減するため、国基準額以下の徴収額（保育料）としています。

【1号認定】		保育料	
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	市民税の税額区分		
第1階層	生活保護世帯	国基準額	0
		市保育料	0
第2階層 特第2階層	市民税非課税世帯	国基準額	3,000
		市保育料	1,800 0
第3階層 特第3階層	77,100円以下	国基準額	14,100 特3,000
		市保育料	9,000 3,000
第4階層	211,200円以下	国基準額	20,500
		市保育料	11,000
第5階層	211,201円以上	国基準額	25,700
		市保育料	15,000

【2号・3号認定】			標準時間			短時間		
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分								
階層区分	市民税の税額区分		3歳未満	3歳児	4歳児以上	3歳未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護世帯	国基準額	0	0	0	0	0	0
		市保育料	0	0	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	国基準額	9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000
特第2階層		市保育料	5,400	3,600	3,600	5,400	3,600	3,600
			0	0	0	0	0	0
第3階層の1	市民税課税世帯 (均等割のみ)	国基準額	19,500	16,500	16,500	19,300	16,300	16,300
			特9,000	特6,000	特6,000	特9,000	特6,000	特6,000
特第3階層の1	所得割48,600円未満	市保育料	9,200	7,100	7,100	8,800	7,000	6,100
第3階層の2			4,100	3,050	3,050	3,900	3,000	2,550
特第3階層の2			12,600	10,700	10,700	12,300	10,400	10,400
			5,800	4,850	4,850	5,650	4,700	4,700
第4階層の1	48,600円以上73,000円未満	国基準額	30,000	27,000	27,000	29,600	26,600	26,600
			特4-2-1まで 9,000	特4-2-1まで 6,000	特4-2-1まで 6,000	特4-2-1まで 9,000	特4-2-1まで 6,000	特4-2-1まで 6,000
特第4階層の1	73,000円以上77,101円未満	市保育料	16,000	14,100	14,100	15,700	13,700	13,700
第4階層の2-1			8,000	6,000	6,000	7,850	6,000	6,000
特第4階層の2-1			19,500	17,500	17,500	19,100	17,100	17,100
第4階層の2-2	77,101円以上97,000円未満		9,000	6,000	6,000	9,000	6,000	6,000
			19,500	17,500	17,500	19,100	17,100	17,100
		国基準額	44,500	41,500	41,500	43,900	40,900	40,900
第5階層の1	97,000円以上133,000円未満	市保育料	24,200	22,200	21,200	23,700	21,700	20,700
第5階層の2	133,000円以上169,000円未満		28,900	26,900	25,000	28,300	26,400	24,400
第6階層	169,000円以上301,000円未満	国基準額	61,000	58,000	58,000	60,100	57,100	57,100
		市保育料	32,000	30,000	27,000	31,400	29,400	26,500
第7階層	301,000円以上397,000円未満	国基準額	80,000	77,000	77,000	78,800	75,800	75,800
		市保育料	35,500	31,500	28,000	34,800	30,900	27,500
第8階層	397,000円以上	国基準額	104,000	101,000	101,000	102,400	99,400	99,400
		市保育料	38,500	34,500	28,000	37,800	33,900	27,500

※ 部分が国が定める各階層の基準額（保育料） ※ 部分が今回、変更（減額）となった保育料

子育て支援班からのお知らせ 平成29年度保育料および各種助成制度について

※障がい者（児）の方がいる世帯について

保育料基準額表において保育料階層が、1号認定では「第2ゝ3階層」、2・3号認定では「第2ゝ第4階層の2ー1」の方のうち、入所されている子ども、保護者またはご兄弟に、障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方、または特別児童扶養手当、障害基礎年金を受給されている方がいる場合、保育料が減免になる可能性がありますので、市子育て支援班にお問い合わせください。

問合先 子育て長寿支援課 子育て支援班 ☎32・3040

保育料が減免される可能性があります。ご確認ください。

多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度から一定の年収以下（世帯年収約360万円未満相当）の世帯における多子軽減の拡充を行いました。平成29年度からは更に軽減が拡充されます。内容は次のとおりです。

◆対象となる二人親世帯 第2階層の第2子以降無料

年 収	教育認定（1号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容
世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	保護者と生計が同一の子ども ※同居の必要なし	第2子以降無料
	第2階層（市民税非課税世帯）			第2子半額
	第3階層（所得割課税額77,101円未満）			第3子以降無料
世帯年収約360万円以上	第4階層・第5階層	3歳から小学校第3学年まで	同一世帯の保護者が監護する子ども	第2子半額 第3子以降無料
年 収	保育認定（2・3号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容
世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	保護者と生計が同一の子ども ※同居の必要なし	第2子以降無料
	第2階層（市民税非課税世帯）			第2子半額 第3子以降無料
	第3階層（所得割課税額48,600円）			
	第4階層			
世帯年収約360万円以上	第4階層	0歳から小学校就学前まで	保育園・こども園を利用している子ども	第2子半額 第3子以降無料
	第5階層から第8階層			

年 収	教育認定（1号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容
世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	保護者と生計が同一の子ども ※同居の必要なし	第2子以降無料
	第2階層（市民税非課税世帯）			
	第3階層（所得割課税額77,101円未満）			
世帯年収約360万円以上	第4階層・第5階層	3歳から小学校第3学年まで	同一世帯の保護者が監護する子ども	第2子半額 第3子以降無料
年 収	保育認定（2・3号認定）	年齢制限	算定対象となる者の範囲	助成の内容
世帯年収約360万円未満相当の範囲	第1階層（生活保護世帯）	なし	保護者と生計が同一の子ども ※同居の必要なし	第2子以降無料
	第2階層（市民税非課税世帯）			
	第3階層（所得割課税額48,600円）			
	第4階層			
世帯年収約360万円以上	第4階層	0歳から小学校就学前まで	保育園・こども園を利用している子ども	第2子半額 第3子以降無料
	第5階層から第8階層			

※ 部分が平成29年度から軽減が拡充される箇所
※対象外の世帯における多子軽減内容については現行のまま変わりありません。